

政策調整会議の概要

開催日：H18.7.13

項 目

1 安全安心まちづくり条例（仮称）について【文化環境部】

内 容

1 安全安心まちづくり条例（仮称）について【文化環境部】

文化環境部より、安全安心まちづくり条例（仮称）について概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 平成 17 年 2 月 9 日に、警察本部から政策調整会議の議題として提出され、1 度議論をした。その後、文化環境部で、条例についての課題等を再整理してきた。
- ・ 目標は、県民一人ひとりが安全で安心して暮らせる県づくりを進めることである。取り組みにあたっては、子どもや高齢者などの方々に特に配慮がされるとともに、人権が尊重されることを基本とする。
- ・ 安全で安心して暮らせるためには、次のような、さまざまな要素が考えられる。
 - 子どもが健やかに育つ環境が整っていること
 - 高齢者・障害者が安心して暮らせること
 - 質の高い医療が受けられること
 - 交通事故に遭わないこと
 - 災害時に被害に遭わないこと
 - 犯罪の被害に遭わないこと
 - 消費者トラブルに遭わないこと
 - 食の安全安心が確保されること
 - 雇用の機会が確保されること
 - 人権が尊重されること
- ・ これらは、県行政の大きな課題であるため、ほとんどが条例や計画などに基づいて、総合的に取り組まれているが、「犯罪の被害に遭わない(犯罪のない)まちづくり」ということに関しては、警察を中心にした施策がほとんどで、知事部局での全庁的・総合的な取り組みには至っていない。
- ・ 平成 17 年 10 月に県警が県民の声ネットワークメンバー 277 名に対して実施したアンケートでは、201 名からの回答があり、結果は次のとおり。
 - (1) 犯罪に対する不安感に対する問では、「大変不安」「多少不安」を併せて約 9 割
 - (2) 日頃不安に感じている犯罪は何かという問に対しては、「空き巣」「自転車等の窃盗」「悪質商法」の順
 - (3) 防犯対策の必要性についての問に対しては、「大いに必要である」が 85%
 - (4) 犯罪の被害に遭うと不安を感じる場所についての問では、「自宅」「公衆トイレ」「駐輪・駐車場」の順
 - (5) 自らが取り組んでいる防犯対策についての問では、「鍵かけ」「危険な場所に近づかない」「事件情報等への関心」の順
 - (6) 条例に盛り込むと効果があがると考えられる項目についての問では、「児童等の安全確保」「地域のコミュニティづくり」「犯罪情報の提供」の順
 - (7) 警察や自治体に望むことについての問では、警察に対しては、「パトロールの強化」「防犯情報の提供」「犯罪情報の提供」の順、自治体に対しては、「児童等への安全対策」「環境設計活動(犯罪に遭わないまちづくり)」「犯罪情報の提供」の順
- ・ 高知県の刑法犯の発生件数は、平成 17 年は 12,298 件で、全国で 37 位。人口 1,000 人当たりの犯罪発

生件数である犯罪率は15.28件で、全国で18位である。

- ・ 刑法犯は12,000件程度でここ数年あまり変化していないが、検挙件数が近年低くなってきている。
- ・ 高知県の犯罪の特徴は、窃盗犯が全刑法犯の約76%を占めていること。約4割が駐車場等の公共空間、約2割が住宅や共同住宅等で発生していること。犯罪の発生場所は、高知市と南国市で全体の約68%を占めていること。少年犯罪では、非行率が全国ワースト2位であり、全刑法犯のうち約4割が少年である。非行のうち約65%は、万引きや自転車等の窃盗である。
- ・ 空き巣や自転車の窃盗に関しては、カギをかけていない等の、防犯意識の低さもある。
- ・ 罪を犯した少年の約半数以上は不良行為（喫煙、深夜はいかいなど）による補導歴がある。少年の規範意識を高めるには、犯罪に至る前の不良行為の段階で大人が注意をする必要があり、そのためには県民全体が意識を持つ必要がある。具体的には、現在、警察本部長が500名のボランティアを少年補導員として委嘱しているので、条例で少年補導員の身分と活動内容を規定し、活動をより活性化することが考えられる。子どもの安全に関しては「声かけ事案」というのがあり、これは誘拐の前兆ではないかと疑われている。平成17年は266件、平成18年は5月末までに140件の声かけ事案が発生している。「声かけ事案」は法律上で取り締まる規定がないので、条例で規定して、これを取り締まることができないかと考え、検察庁と罰則の内容について事前に協議したところ、問題ないとの答えをもらっている。【この項、県警】
- ・ 今後の方向については、県民一人ひとりの防犯力を高める、地域住民の連携で犯罪を防ぐ、犯罪の起こりにくい施設（公園、道路、住宅等）づくりを進める、といった取り組みを共通の課題として認識し、県をあげて総合的に実施していくことを考えている。
- ・ 条例に盛り込むべきだと考えられる事項は、県民一人ひとりの防犯意識を高める、地域の連携の強化、県民、事業者、行政等の役割分担、地域の自主防犯活動への支援、子どもの安全の確保、高齢者等の安全の確保、犯罪の防止に配慮した環境の整備（駐車場、道路、住宅等の防犯性の向上）である。
- ・ 検討すべきだと考えられる事項は、少年非行防止対策を盛り込むべきか、罰則を規定すべきか、である。
- ・ 期待できる効果は、こうした取り組みが防犯力の向上にとどまらず、地域の連帯感を深め、自主防災への取り組みや住民の力による地域づくりにもつながることなども考えられる。
- ・ 検討の進め方については、地域住民との意見交換、検討会での審議、庁内での調整を考えている。

【主な意見】

- ・ 何年ごろに条例化するつもりか。
スピード感も必要なので、平成19年2月議会に提案することを目標としている。
- ・ 庁内関係部署とチームなどで議論した経緯はあるのか。
今後、庁内関係部署と連携し、こども条例や、6歳以上の子どもを対象とした青少年保護育成条例などとの整合性をとりたい。
- ・ 条例名は「安全安心まちづくり条例」だが、目的は、防犯なのか。
犯罪に遭わないという主旨で、「安全安心まちづくり」となっている。
- ・ 「安全安心まちづくり条例」というと様々なことが考えられるので、「防犯」といった視点で限定した条例名にしてはどうか。
- ・ 県警の取り締まり活動と条例の関係はどうなるのか
知事部局だけではなく、教育委員会、公安委員会に関わる取り組みとなる。
条例では、警察の取り締まり以外の自主防犯活動を規定したい。【この項、県警】
- ・ 犯罪防止となると、罰則をどう規定するつもりか。
例えば「子どもに対する声かけ事案」である。【この項、県警】
- ・ 単に「声かけ」に罰則を規定することになると、善意での声かけとのさび分けが困難となり、地域ぐる

みで子どもを守り育てていくことにブレーキがかかるのではないか。

善意で声をかけることを取り締まることは考えていない。典型例では、不審者が子どもに車で近づき、「アイスクリームを買ってあげるので車に乗らないか」といったような事例を想定している。【この項、県警】

- ・ 「声かけ」というのを、もっと犯罪性が分かるような表現にする必要がある。
表現については、誤解を与えないようなものにする必要があると考えている。【この項、県警】
- ・ 子どものことだけではなく、アンケートにもあるように、悪質商法などについての視点も必要ではないか。
- ・ 条例の性格を、犯罪をする人への対応を目的とするのか、それとも地域ぐるみの自主防犯の取り組みを目的とするのか大きな論点ではないのか。それを先に議論しておかないと、何を条例に盛り込むべきなのかが議論できない。
- ・ 高知県の犯罪の特徴に対する原因を考え、対策を整理する必要がある。この条例は犯罪を防止するための理念型条例ではないのか。
- ・ 犯罪の水際防止策ではないのか。
罪を犯す人のことまで盛り込むのかは議論を要する。
- ・ 警察行政とどうかかわるか、大きな問題。
- ・ 警察は理念や掛け声では不十分で、実際に取り締まることを考えているのではないか。
- ・ 「声かけ事案」を条例で規定することは、「現行法で漏れている部分を条例で」ということだと思うが、こういったことは全国一律であるべきで、高知県の条例で取り扱うべきではないのではないかと。条例は、一般県民が行動を起こすためのきっかけとなるような性格のものとするべきではないか。
- ・ 逆の考え方もあり、県民の悩みを解決するためには、そういった事案を条例に盛り込むことが必要な場合もあるのではないかと。
- ・ 他県の安全安心まちづくり条例に罰則規定はあるのか。
3県で罰則規定があるが、内容はピッキング用具の所持に対する罰則などであり、「声かけ事案」について安全安心まちづくり条例で規定されている県はない。
奈良県では、安全安心まちづくり条例とは別の「子どもの安全条例」で、子どもに対する声かけ事案を規制している。【この項、県警】
- ・ 高知県の条例の特徴は何なのか。高知県は少年非行が多いという特徴があるので、地域全体で県民運動として少年非行を防止する対策を特筆して盛り込む必要があるのではないかと。
- ・ 青少年対策については、青少年保護育成条例があるので、安全安心まちづくり条例では地域で少年非行を防止するといった環境整備をするのではないかと。
- ・ それをどう扱うかについては、条例の性格をどうするのかによるのではないかと。
警察では環境づくりと同時に人づくりも考えており、少年補導を入れることについて違和感はない。
【この項、県警】
少年の犯罪が多いことに対し、どのようにしていくか。この部分は文化環境部と警察との調整ができていない問題。「土佐っ子育成プラン」では、家庭の教育力の向上など、育成の環境を整えることが書かれており、プランとの整合性をとる必要がある。
- ・ 少年非行率が全国で2位とあるが、その中身が何なのかしっかりと把握する必要がある。
田舎では周囲の目が行き届いて行動の把握ができるために、非行率が上がっているのではないかと。
都会では非行自体がわからないという実態もある。
- ・ 夜間に子どもが外出して、たむろできる環境があるのも問題ではないかと。
- ・ 条例を作った先行県では効果が上がっているのか。こういった効果が具体例も知りたい。
他県で実施したアンケートでは効果が上がっているとの結果になっている。具体的な効果についても整理をして、示すようにする。
- ・ 宣言条例では効果があまりないのではないかと。
東京では、条例の効果もあり、防犯ボランティアが7万人になり、防犯に役立っている。また、広島

県では、暴走族が減少している。【この項、県警】

- ・ 条例ができたからといって、犯罪が少なくなるとは思えない。
条例の制定だけではない。推進計画の策定や推進体制の整備をし、実際の取り組みを行っていくことで、犯罪を減らすことができると考える。
- ・ 庁内でしっかりと条例の性格を議論してから、庁外に意見を聞くのか。それとも、そもそもの条例のあり方についても外の意見を聞くのか。それによって手法が分かれる。
県庁としてどういった性格の条例を作るのかをしっかりと議論してから、外の人意見を聞いて欲しい。もう一度、この議題については政策調整会議で議論し、そこでの議論を活かして、方向性を定める必要がある。【副知事】
今後、警察だけでなく関係の深い部局と共に議論をしてから、再度、政策調整会議にかけたい。